

オンラインゲーム

●現 状

消費生活センター等に寄せられるオンラインゲームに関する相談件数が年々増加している。

※未成年者が親のクレジットカードを無断で使ってトラブルになるケースも増加。

●有料オンラインゲームの支払方法

- ・クレジット、電子マネー
- ・携帯電話料金とともに支払う
(携帯電話会社の課金代行サービス)

●オンラインゲーム依存の主な原因

- ・欲しい時に簡単にダウンロードできる。
- ・家庭ゲーム機と比べ安上がりでゲームを楽しめるイメージがある。
- ・どこでもゲームすることができる。
- ・無料ダウンロードという表示。
(アイテム課金などの有料表示がない)
- ・スマートフォンの普及。
- ・ゲーム攻略に没頭。

●事例～A君の失敗～

満18歳の大学生Aが携帯電話のオンラインゲームで遊んでいたところ、親に無断でゲームの中のアイテムを購入してしまった。携帯電話の通話料金の請求書と共にゲームの利用料金(アイテム課金)10万円を請求されてしまった。



●防止策

利用者の防止策

- ・携帯契約会社に頼み利用限度額を設定する。(年齢にかかわらず)
- ・ゲームの仕組みを理解する。どれくらい課金しているのか自身で把握しておく。

利用者以外の防止策(親、保護者など)

- ・子どもとオンラインゲームの利用のしかたについて話し合う。
- ・携帯電話の暗証番号、クレジットカード番号は子供に知られないように管理する。

※請求額に不審があった場合には、まず請求元の(携帯・カード)会社に確認。

※納得のいかない場合には、早めに各地の消費生活センターに相談することが一番。

要するにオンラインゲームをする時は仕組みを理解すること!!



●未成年者が契約した場合

未成年者(満20歳未満の人)が、契約などの法律行為をする場合→親などの法定代理人の同意を得なければなりません。(ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではありません)

- ・未成年者が親の同意なしに行った契約は「未成年契約の取り消しの効果によって契約を無効にできる」といった場合があります。
- ・取り消しをすると、代金支払の義務はなくなります。(未成年者が支払った代金があれば、返還請求できます)

★未成年者が何でも未成年取り消しを使えるとは限らない。

- ・小学生と大学生とでは対応が異なる。
- ・個々のケースやゲーム会社により、対応が異なる場合がある。